

前橋市建設工事等業者指名停止措置要綱の改正について

前橋警察署長等より、公共工事等から暴力団及び暴力団関係業者を排除するため、指名停止措置要綱における「暴力団等反社会的勢力への関与」に関する措置要件に、暴力団等の資金源封圧を目的とした改正を加えることについての検討の依頼がありましたので、前橋市建設工事等業者指名停止措置要綱の改正を行うものです。

別表第2（第2条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（一部抜粋）

改正後		改正前	
措置要件	期間	措置要件	期間
<p>（暴力団等反社会的勢力への関与）</p> <p>12 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団等反社会的勢力であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間</p>	<p>（暴力団等反社会的勢力への関与）</p> <p>12 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団等反社会的勢力であると認められるとき。</p>	<p>6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間</p>
<p>13 有資格業者である個人又は有資格業者の役員が業務に関し不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために、暴力団等反社会的勢力を使用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上 6か月以内</p>	<p>13 有資格業者である個人又は有資格業者の役員が業務に関し不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために、暴力団等反社会的勢力を使用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上 6か月以内</p>
<p>14 有資格業者である個人又は有資格業者の役員がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団等反社会的勢力に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上 6か月以内</p>	<p>14 有資格業者である個人又は有資格業者の役員がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団等反社会的勢力に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上 6か月以内</p>
<p>15 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間</p>		